

登録金融機関業務の廃止について

当行は、平成 28 年 8 月 31 日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。

金融商品取引法第 50 条の 2 第 8 項に規定する顧客取引の終了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第 50 条の 2 第 6 項の規定により公告いたします。

東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
スタンダードチャータードバンク東京支店
日本における代表者 竹内 靖典